議案第８０号

# 物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり物損事故に係る和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求める。

１　相　手　方　　市内在住者　１名

２　事故の概要

（１）　日時　　令和８年７月１８日　午前１０時４５分頃

（２）　場所　　羽生市大字三田ケ谷１８６３番地
羽生市清掃センター

（３）　状況　　場内の台貫で、相手方が搬入したごみの検査をしていたところ、職員が運転するごみ収集車がプラットホーム入口方面から計量のため台貫に後退で進入し、後方で停止していた相手方の車両に接触して、当該車両の前部を破損させた。

３　和解の内容

（１）　羽生市は、相手方に対し、本件物損事故により生じた損害に対する一切の賠償金として金１，０１７，９５１円の支払義務があることを認め、同額を支払う。

（２）　相手方は、羽生市に対し、今後いかなる事情が生じても、前号の金額以外は、損害賠償その他の名目のいかんを問わず、一切の請求をしない。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子